

平成 2 2 年 第 1 回 定 例 会
群 馬 県 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 議 会
会 議 録

会 期

平成 2 2 年 2 月 1 6 日

群 馬 県 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 議 会

平成22年第1回群馬県後期高齢者医療広域連合議会

定例会会議録目次

会期及び会場	1
議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員氏名	1
欠席議員氏名	2
説明のため出席した者	2
職務のため出席した広域連合事務局職員	2
開 会	2
開 議	2
諸般の報告	3
日程第1 議長の選挙	3
議長あいさつ	4
休憩・再開	4
日程第2 議席の指定	5
日程第3 会議録署名議員の指名	5
日程第4 会期の決定	5
日程第5 同意第1号 副広域連合長の選任について	5
提案理由の説明 松浦広域連合長	5
日程第6 同意第2号 公平委員会の委員の選任について	7
提案理由の説明 松浦広域連合長	7
日程第7 議案第1号 群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度 臨時特例基金条例の一部を改正する条例について	
日程第8 議案第2号 群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に 関する条例の一部を改正する条例について	
以上2議案の一括上程	8
提案理由の説明 岩佐事務局長	8
日程第9 議案第3号 平成21年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計 補正予算(第3号)	
日程第10 議案第4号 平成21年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期 高齢者医療特別会計補正予算(第4号)	
以上2議案の一括上程	10
提案理由の説明 松浦広域連合長	10
提案理由の詳細説明 岩佐事務局長	10

日程第 1 1	議案第 5 号 平成 2 2 年度群馬県後期高齢者医療広域連合 一般会計予算	
日程第 1 2	議案第 6 号 平成 2 2 年度群馬県後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療特別会計予算	
	以上 2 議案の一括上程	15
	提案理由の説明 松浦広域連合長	15
	提案理由の詳細説明 岩佐事務局長	16
日程第 1 3	議案第 7 号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する 協議について	19
	提案理由の説明 岩佐事務局長	19
	閉 会	20
	会議録署名議員	21
参考資料		
	議案等審議結果一覧表	24

平成 22 年第 1 回群馬県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

◎会期 1 日：平成 22 年 2 月 16 日（火曜日）

◎会場 前橋市元総社町 335 番地 8 群馬県市町村会館 2 階 大会議室

◎議事日程 第 1 号

日程第 1 議長の選挙

日程第 2 議席の指定

日程第 3 会議録署名議員の指名

日程第 4 会期の決定

日程第 5 同意第 1 号 副広域連合長の選任について

日程第 6 同意第 2 号 公平委員会の委員の選任について

日程第 7 議案第 1 号 群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例について

日程第 8 議案第 2 号 群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 9 議案第 3 号 平成 21 年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 3 号）

日程第 10 議案第 4 号 平成 21 年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）

日程第 11 議案第 5 号 平成 22 年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

日程第 12 議案第 6 号 平成 22 年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算

日程第 13 議案第 7 号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について

◎本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 13 まで

◎出席議員（18 名）

1 番 中 島 資 浩

2 番 井 下 雅 子

3 番 田 中 治 男

4 番 清 水 真 人

5 番 幾 井 俊 雄

6 番 須 永 武 久

8番	布施辰二郎	9番	野村晴三
10番	新井晟久	11番	堀口昌宏
12番	大手治之	13番	田中伸一
14番	藤生英喜	15番	岩崎幸夫
16番	青木一次	17番	山田光次
18番	傳田創司	19番	相場一夫

◎欠席議員（1名）

7番 高橋美博

◎説明のため出席した者

広域連合長	松浦幸雄	副広域連合長	真塩卓
事務局長	岩佐信一	事務局次長	志村正彦
管理課長	須田利秀	給付課長	新井敏彦
会計課長	谷津浩司		

◎職務のため出席した広域連合事務局職員

議会書記長	信澤和秀	議会書記	吉沢貴
議会書記	小林洋行	主幹	大友貴裕
主幹	小林哲彦	主幹	齋藤博
主幹	藤田明弘	主幹	榊原昭博

◎開 会

午後1時38分

○ 副議長（山田光次君）

ただ今の出席議員は18名で定足数に達しております。

これより平成22年第1回群馬県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしました第1号のとおりであります。

◎開 議

○ 副議長（山田光次君）

直ちに本日の会議を開きます。本日の欠席通告者は、7番高橋美博議員であります。

◎諸般の報告

○ 副議長（山田光次君）

議事日程に入る前に、議会書記から諸般の報告をいたさせます。

○ 議会書記（小林洋行君）

8月の平成21年第2回定例会以降の諸報告を申し上げます。

初めに、広域連合議員の異動について申し上げます。

広域連合議員の任期満了についてですが、選挙区分13の玉村町の石川議員であります。

広域連合議員の辞職についてですが、館林市の高山議員であります。

広域連合議員の当選についてですが、館林市の野村晴三議員、渋川市の新井晟久議員、選挙区分13の吉岡町の岩崎幸夫議員であります。

次に、監査委員から、平成21年6月分から平成21年11月分までの現金出納検査の結果報告がありましたので、写しをお手元に配布しておきましたから、御了承願います。以上でございます。

◎議長の選挙

○ 副議長（山田光次君）

日程第1、議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法の規定に基づき指名推選により行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 副議長（山田光次君）

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることと決まりました。

お諮りいたします。指名の方法については、副議長において指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 副議長（山田光次君）

御異議なしと認めます。よって、副議長において指名することに決まりました。

議長に野村晴三議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました野村晴三議員を議長の当選人と定める

ことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 副議長（山田光次君）

御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました野村晴三議員が議長に当選されました。

ただいま当選されました野村晴三議員が議場におりますので、群馬県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の規定の例により、当選の告知をいたします。

議長当選承諾のあいさつをお願いいたします。

野村議員。

◎議長あいさつ

○ 議長（野村晴三君）

ただいま皆様から御推挙をいただきまして議長に就任させていただくことになりました。微力ではございますけれども、精一杯務めさせていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○ 副議長（山田光次君）

これで副議長の職務は終わりましたので、議長を交代いたします。皆様の協力を得まして無事大役を果たすことができました。まことにありがとうございます。

〔副議長 山田光次君 降席、議長 野村晴三君 議長席着席〕

◎議長交代

○ 議長（野村晴三君）

議長を交代いたしました。

◎休憩

○ 議長（野村晴三君）

本会議を暫時休憩いたします。

午後 1 時 4 3 分休憩

◎再開

- 議長（野村晴三君）
休憩前に引き続き本会議を再開いたします。
-

◎議席の指定

- 日程第 2、議席の指定を行います。
今回新たに選出されました広域連合議会議員の議席については、ただ今御着席の議席を指定いたします。
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（野村晴三君）
次に、日程第 3、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員に、3 番田中治男議員、4 番清水真人議員、以上の 2 名を指名いたします。
-

◎会期の決定

- 議長（野村晴三君）
次に、日程第 4、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。本定例会の会期を、本日 1 日間といたしたいと思っております。
これに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
 - 議長（野村晴三君）
御異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日間と決まりました。
-

◎副広域連合長の選任

- 議長（野村晴三君）
次に、日程第 5、同意第 1 号「副広域連合長の選任について」を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。広域連合長。
- 広域連合長（松浦幸雄君）
ただ今上程されました同意第 1 号「副広域連合長の選任について」御説明申し上げます。

す。

広域連合の副広域連合長につきましては、広域連合規約第12条第4項の規定に基づき、議会の同意を得て、関係市町村の長のうちからこれを選任することとされております。現在、任期満了に伴い、欠員となっておりますところの副広域連合長として、榛東村長真塩卓氏を選任いたしたく議会の御同意をお願いするものであります。

よろしく御審議の上、御同意賜りますようお願いを申し上げます。

○ 議長（野村晴三君）

ただ今提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（野村晴三君）

ないようですので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（野村晴三君）

ないようですので、討論を終わります。

これより、同意第1号を採決いたします。お諮りいたします。本案は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（野村晴三君）

御異議なしと認めます。よって、本案は同意することに決しました。

（副広域連合長 入場）

○ 議長（野村晴三君）

ただ今副広域連合長に選任同意と決定いたしました真塩副広域連合長から、あいさつのため、発言の申し出がありますので、これを許可します。副広域連合長。

◎副広域連合長あいさつ

（副広域連合長 自席より）

○ 副広域連合長（真塩 卓君）

ただ今御紹介いただきました榛東村長の真塩でございます。当連合においても、微力ではございますけれども、一所懸命、松浦連合長を支えていきたいと思っております。皆様の御協力御指導のほどよろしくお願い申し上げます。またひとつつけ加えておきますけれども、今日私誕生日でございます。今日から63歳になりましたので。追加の発言で

すみません。よろしく申し上げます。

◎公平委員の選任

○ 議長（野村晴三君）

次に、日程第6、同意第2号「公平委員会の委員の選任について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。広域連合長。

○ 広域連合長（松浦幸雄君）

ただ今上程されました同意第2号「公平委員会の委員の選任について」御説明申し上げます。

広域連合公平委員会委員につきましては、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づき、議会の同意を得て選任することとされております。現在、広域連合公平委員会委員であります廣瀬彪夫さんが、平成22年3月26日をもちまして任期満了となりますので、後任の委員といたしまして、人格が高潔で、人事行政に関し幅広い識見を有しております、小川了さんを広域連合公平委員会委員に選任いたしたく議会の御同意をお願いするものであります。

よろしく御審議の上、御同意賜りますようお願いを申し上げます。

○ 議長（野村晴三君）

ただ今提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（野村晴三君）

ないようですので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（野村晴三君）

ないようですので、討論を終わります。

これより、同意第2号を採決いたします。お諮りいたします。本案は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（野村晴三君）

御異議なしと認めます。よって、本案は同意することに決しました。

◎条例議案の上程

○ 議長（野村晴三君）

次に日程第7、議案第1号「群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例について」及び日程第8、議案第2号「群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」の2件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。事務局長。

○ 事務局長（岩佐信一君）

ただ今一括上程となりました、議案第1号「群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例について」及び、議案第2号「群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」の2議案について、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書3ページ、議案第1号「群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例について」でございますが、別冊説明資料の3ページを御覧をいただきたいと思います。

これは、後期高齢者医療制度の円滑な運営を図るために、国から交付される平成21年度高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金による基金を造成して、平成22年度においても、引き続き、所得の低い方及び被用者保険の被扶養者であった被保険者に対する保険料の負担軽減策を実施できるようにするため、改めるものでございます。主な内容といたしましては、第6条の基金を処分できる場合について、まず、第1号で、引き続き被用者保険の被扶養者であった方の保険料の軽減を実施できるようにするため、平成22年度における均等割額の9割軽減のための財源に充てる場合を規定するものでございます。次に、第6条第5号では、引き続き所得の低い方に係る均等割の9割軽減及び所得割の5割軽減を実施できるようにするため、また、第6号では、所得の低い方に係る均等割の8.5割軽減を実施できるようにするため、それぞれ平成22年度における保険料の軽減のための財源に充てる場合を規定するものでございまして、いずれも、後期高齢者医療に関する条例の改正に合わせ、改正するものでございます。また、基金条例の失効期限につきましては、軽減措置の延長にあわせ、平成24年度末まで延長いたします。施行期日は、平成22年4月1日からといたします。

次に、議案書4ページ、議案第2号「群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」でございますが、別冊説明資料の7ページを御覧をいただきたいと思います。

これは、後期高齢者医療制度におきましては、法律で、保険料率は概ね2年を通じ財政の均衡を保持できるものでなければならないものとされていることから、平成22年度及び23年度の保険料率を定めるとともに、制度の円滑な運営を図るため、所得の低い方及び被用者保険の被扶養者であった方の保険料軽減措置の継続を実施するため、改正するものでございます。主な内容といたしましては、平成22年度及び23年度の保険料率につきまして、被保険者の負担の増加を招かないため、平成20年度及び21年度の保険料率を据え置き、所得割率を7.36%、被保険者均等割額を3万9,600円と定めるものでございます。また、平成22年度における、被用者保険の被扶養者であった方に対して賦課する被保険者均等割額は、9割軽減するよう講ずるもの、所得の低い方に係る均等割額の軽減措置として、7割軽減に該当する方のうち、9割軽減に該当しない方について、均等割額を8.5割軽減するよう講ずるものでございます。施行期日は、平成22年4月1日からといたします。

以上、御説明を申し上げますが、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（野村晴三君）

ただ今提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（野村晴三君）

ないようですので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（野村晴三君）

ないようですので討論を終わります。

これより、採決を行います。

はじめに、議案第1号「群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例について」を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○ 議長（野村晴三君）

起立全員です。よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号「群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○ 議長（野村晴三君）

起立全員です。よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎補正予算議案の上程

○ 議長（野村晴三君）

次に、日程第9、議案第3号「平成21年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第3号）」及び日程第10、議案第4号「平成21年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）」の2件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。広域連合長。

○ 広域連合長（松浦幸雄君）

ただ今一括上程となりました、議案第3号「平成21年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第3号）」及び議案第4号「平成21年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）」の2議案につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

お手元の議案書、9ページを御覧下さい。まず、議案第3号「平成21年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第3号）」でございますが、平成21年度歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ13億1,127万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、16億5,399万1千円といたしたいというものでございます。

次に、25ページを御覧いただきたいと思っております。議案第4号「平成21年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）」でございますが、平成21年度歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ50億3,807万9千円を減額をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、1,844億5,410万2千円といたしたいというものでございます。

詳細につきましては事務局から説明させますが、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○ 議長（野村晴三君）

事務局長。

○ 事務局長（岩佐信一君）

まず、議案第3号「平成21年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第3号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

お手元の議案書、10ページと11ページ、「第1表歳入歳出予算補正」を御覧ください。平成21年度歳入歳出予算の総額3億4,272万1千円に、歳入歳出それぞれ13億1,127万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ16億5,399万1千円といたしたいというものでございます。

それでは、歳入歳出予算の補正内容について、「歳入歳出補正予算事項別明細書」により御説明申し上げます。16ページと17ページを御覧ください。それでは、歳入について御説明いたします。1款1項1目「市町村負担金」は、規約に基づきます市町村負担金の共通経費分で、歳出2款のうち「一般管理費」などの共通経費の減額により、1,865万円の減額となるものでございます。2款「国庫支出金」でございますが、2項2目「高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金」は、平成21年度の特例措置として実施しています所得の低い方に対する均等割の8.5割軽減並びに平成22年度における所得の低い方に対する均等割の9割軽減、所得割の5割軽減及び平成22年度の特例措置として実施します被用者保険の被扶養者であった方に対する均等割の9割軽減に係る財源として、広域連合に基金を造成するための交付金で、12億9,796万6千円を追加するものでございます。7款1項1目「預金利子」は歳計現金に係る金融機関等への預金利子でございまして、資金運用等によりまして、2,018万9千円を追加するものでございます。歳入につきましては、以上でございます。

18ページと19ページを御覧ください。歳出につきまして、主なものを御説明申し上げます。まず、2款1項1目「一般管理費」でございますが、事務局運営に係る一般管理的経費について、決算見込みによりまして、2,030万9千円の減額となるものでございます。主なものといたしましては、19節の市町村負担金において、広域連合に派遣されている一般会計支弁の職員が見込みを1名下回ったこと、及び時間外勤務時間の減少に伴いまして、人件費負担金が1,161万2千円の減額となることなどによるものでございます。20ページ及び21ページを御覧いただきたいと思います。4款1項1目「財政調整基金積立金」は、歳計現金の預金利子及び財政調整基金に係る預金利子を積み立てるもので、2,221万1千円を追加するものでございます。2目「後期高齢者医療制度臨時特例基金積立金」は、平成21年度の特例措置として実施しています所得の低い方に対する均等割の8.5割軽減並びに平成22年度における所得の低い方に対する均等割の9割軽減、所得割の5割軽減及び平成22年度の特例措置として実施します被用者保険の被扶養者であった方に対する均等割の9割軽減に係る財源として、広域連合に基金を造成するための「高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金」及び基金利子を積み立てるもので、12億9,873万1千円を追加するものでございます。一般会計補正予算につきましては、以上でございます。

続きまして、議案第4号「平成21年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医

療特別会計補正予算（第4号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。お手元の議案書、26ページと27ページ、「第1表歳入歳出予算補正」を御覧ください。平成21年度歳入歳出予算の総額1,894億9,218万1千円から、歳入歳出それぞれ50億3,807万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1,844億5,410万2千円といたしたいというものでございます。

それでは、歳入歳出予算の補正内容について、「歳入歳出補正予算事項別明細書」により御説明申し上げます。32ページと33ページを御覧ください。それでは、歳入について御説明いたします。1款「市町村支出金」でございまして、1項1目「事務費負担金」は、広域連合規約に定める共通経費を構成市町村から御負担いただくものでございますが、歳出1款のうち「一般管理費」などの共通経費の減額により、7,303万4千円の減額となるものでございます。次に、2目「保険料等負担金」は、市町村が徴収した保険料のほか、所得の低い方及び被用者保険の被扶養者であった方の保険料の減額賦課に係る市町村からの負担金であります保険基盤安定負担金でございまして、これらの保険料軽減の対象者の数が見込みを上回ったことなどによりまして、保険基盤安定負担金においては2億6,436万8千円の追加となる一方、保険料等負担金においては2億9,401万6千円の減額となったものでございます。続きまして、2款「国庫支出金」でございまして、1項2目「高額医療費負担金」は、歳出の「保険給付費」の見込みに基づき算出した結果、1,246万1千円の追加となるものでございます。2項1目「調整交付金」は、普通調整交付金が、歳出の「保険給付費」の見込みにより算出した結果、5億1,714万3千円の減額となるものでございます。2目「後期高齢者医療制度事業費補助金」は、4,068万4千円の追加ですが、広域連合が市町村に委託して実施しております健康診査事業の実施状況によりまして、健康診査事業費補助金が1,978万5千円の追加及び1件当たり400万円を超える著しく高額な医療費について、その財政影響を緩和するため国保中央会が実施する共同事業に係る拠出金に対する補助金であります特別高額医療費補助金が、2,081万9千円の追加となることなどによるものでございます。3目「高齢者医療制度円滑運営事業費補助金」は、平成20年度の特別措置として実施いたしました低所得者に対する均等割の7割軽減から8.5割軽減への拡大及び所得割の5割軽減のための財源として措置されるもので、当該軽減額の確定に伴い、平成20年度に交付されました同補助金の不足分が追加交付されるため、3,184万7千円を追加するものでございます。続きまして3款「県支出金」でございまして、1項2目「高額医療費負担金」は、歳出の「保険給付費」の見込みに基づき算出した結果、1,246万1千円の追加となるものでございます。続きまして4款「支払基金交付金」でございまして、歳出の「保険給付費」の見込みに基づき算出した結果、37億1,230万3千円の減額となるものでございます。34ページと35ページを御覧ください。続

きまして、5款「特別高額医療費共同事業交付金」は、400万円を超える著しく高額な医療費のうち200万円を超える額について、その財政影響を緩和するため国保中央会が実施する共同事業に係る交付金でございますが、歳出の「保険給付費」の見込みに基づき算出した結果、7億8,328万5千円の減額となるものでございます。続きまして7款2項1目「基金繰入金」でございますが、これは平成21年度の特例措置として実施しています所得の低い方に対する均等割の8.5割軽減並びに平成21年度における所得の低い方に対する均等割の9割軽減、所得割の5割軽減及び平成21年度の特例措置として実施しています被用者保険の被扶養者であった方に対する均等割の9割軽減に伴い、その財源を補填するため、平成20年度及び平成21年度に国から交付されました高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金により造成した後期高齢者医療制度臨時特例基金から、保険料の軽減分を繰り入れるものですが、軽減に係る対象者数の見込みにより再計算した結果、1億1,113万6千円の減額となるものでございます。続きまして10款2項2目「第三者納付金」でございますが、これは交通事故など第三者の行為によって生じた傷病等について被保険者が治療を受けた場合、広域連合が負担した医療費について、当該事故の加害者等の第三者から納付されるものでございまして、収入の状況によりまして、8,092万4千円の追加となるものでございます。歳入につきましては、以上でございます。

36ページと37ページを御覧ください。歳出につきまして、主なものを御説明申し上げます。まず、1款1項1目「一般管理費」でございます。特別会計の運営に係る一般管理的経費については、決算見込みにより、7,197万5千円の減額とするものでございます。補正の主なものとしたしましては、13節の委託料において、医療費のお知らせの発行回数を当初予算では年4回と見込みましたが、制度開始当初から年3回としていることや、第三者行為調査求償業務に係る求償実績の件数が見込みを下回ったことなどによるものでございます。次に2款「保険給付費」は給付実績が見込みを下回ったことによりまして、47億6,735万4千円の減額とするものでございます。38ページと39ページを御覧ください。次に4款「特別高額医療費共同事業拠出金」は、400万円を超える著しく高額な医療費について、その財政影響を緩和するため国保中央会が実施する共同事業に係る拠出金でございますが、拠出金の算定根拠となります過去3年間の医療費実績が見込みを下回ったことなどによりまして、7億7,194万3千円の減額とするものでございます。次に5款「保健事業費」は、市町村に委託して実施する健康診査事業に係る委託料でございますが、事業の実施状況により見込みまして、3億8,383万1千円の減額とするものでございます。次に6款「基金積立金」は、保険料収入の剰余分を医療給付費等準備基金に積立てるものでございまして、歳入歳出それぞれの決算の見込みによりまして、10億1,231万2千円の追加とするものでござい

す。40ページと41ページを御覧ください。8款1項1目「保険料還付金」は、過年度納付分の保険料につきまして、過誤納付等に伴い還付金等が発生した場合に、市町村が被保険者等に還付した還付金の相当分を市町村に交付するものですが、市町村における還付の状況から、2,500万円の追加とするものでございます。9款「予備費」につきましては、平成20年度決算に伴い、歳入歳出額の調整のため補正予算第2号により追加した8,028万8千円につきまして、支出が見込まれないことから、基金積立金に振り替えたため、減額となるものでございます。このほか、歳出におきましては、3款「財政安定化基金拠出金」等、保険料を財源とする費用について、歳入が保険料から基盤安定負担金に置き換えになることなどに伴う財源更正を行うものでございます。以上、御説明を申し上げましたが、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（野村晴三君）

ただ今提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（野村晴三君）

ないようですので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（野村晴三君）

ないようですので討論を終わります。

これより、採決を行います。

はじめに、議案第3号「平成21年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第3号）」を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○ 議長（野村晴三君）

起立全員です。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号「平成21年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）」を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○ 議長（野村晴三君）

起立全員です。よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

◎ 予算議案の上程

○ 議長（野村晴三君）

次に、日程第 11、議案第 5 号「平成 22 年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」及び日程第 12、議案第 6 号「平成 22 年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」の 2 件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。広域連合長。

○ 広域連合長（松浦幸雄君）

ただいま一括上程となりました、議案第 5 号「平成 22 年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」及び議案第 6 号「平成 22 年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」の 2 議案につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

お手元の議案書、45 ページを御覧をいただきたいと思っております。

まず、議案第 5 号「平成 22 年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」でございますが、第 1 条は、歳入歳出の総額を、歳入歳出それぞれ 1 億 2,380 万 8 千円と定めるものでございます。第 2 条は、一時借入金の借入れの最高限度額を、1 千万円と定めるものでございます。

一般会計では、主に議会や事務局運営にかかる予算を計上してありますが、歳入の中心が構成市町村からの負担金でございますので、市町村の負担を考慮し、極力経費の節減に努めるなど、費用対効果を踏まえた予算を編成いたしました。

次に、議案書 67 ページを御覧をいただきたいと思っております。議案第 6 号「平成 22 年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」でございます。第 1 条は、歳入歳出の総額を、歳入歳出それぞれ 1,831 億 891 万 8 千円と定めるものでございます。第 2 条は、一時借入金の借入れの最高限度額を、100 億円と定めるものでございます。この特別会計は、後期高齢者医療制度の運営にかかる予算を、一般会計とは区別して設けているものでございます。歳入では、市町村、国、県からの公費負担である支出金が歳入の約 5 割を占め、若年層からの支援金である支払基金交付金が約 4 割、市町村支出金に含まれておりますが、被保険者からの保険料が約 1 割となっております。

歳出は、医療機関への保険給付費が主なものでございます。詳細につきましては事務局から説明させますが、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○ 議長（野村晴三君）

事務局長。

○ 事務局長（岩佐信一君）

まず議案第5号「平成22年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」でございます。予算書に基づきまして、御説明をいたします。

お手元の議案書の46ページ及び47ページを御覧をいただきたいと思います。平成22年度一般会計の歳入歳出予算の総額は1億2,380万8千円でございます。

それでは、歳入歳出予算の内容につきまして、事項別明細書により主なものを御説明申し上げます。まず、歳入でございます。52ページ及び53ページを御覧ください。

1款「分担金及び負担金」は規約に基づきます市町村負担金の共通経費分で、1億706万7千円でございます。2款「国庫支出金」及び3款「県支出金」は、保険料の不均一賦課に係る負担金でそれぞれ578万4千円でございます。

次に歳出でございます。56ページ及び57ページを御覧ください。まず、1款「議会費」は87万9千円で、議員19名の報酬、費用弁償及び、議会開催時の会場使用料でございます。次に2款1項1目「一般管理費」でございます。広域連合を運営するための一般管理的な経費1億416万4千円を計上してございます。内訳の主なものでございますが、14節の建物賃借料857万5千円は広域連合事務局の事務室賃借料と遠距離通勤になる職員の宿舍3戸分の経費でございます。58ページ及び59ページを御覧ください。19節の市町村負担金では、市町村職員人件費負担金11名分が8,520万円でございます。なお、その他の16名分の人件費につきましては、業務勘定として特別会計に措置してございます。その他、会計管理費、公平委員会、選挙管理委員会及び監査委員などに係る経費の所要額を措置いたしております。60ページ及び61ページを御覧ください。3款「民生費」でございますが、1項1目老人福祉費、28節繰出金1,156万8千円は保険料の不均一賦課に係る国及び県からの負担金を特別会計に繰り出すものでございます。7款「予備費」は前年度同額の500万円を措置してございます。一般会計につきましては以上でございます。

続きまして、議案第6号「平成22年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」でございます。

予算書に基づきまして、御説明いたしますので、お手元の議案書の68ページ及び69ページを御覧ください。平成22年度特別会計の歳入歳出予算の総額は1,831億891万8千円でございます。

それでは、歳入歳出予算の内容につきまして、事項別明細書により主なものを御説明申し上げます。まず、歳入でございます。74ページ及び75ページを御覧ください。

1款「市町村支出金」でございます。1項1目「事務費負担金」6億9,369万6千円は、特別会計における保険料の充当対象事業以外の一般管理的経費に対する市町村負担金の共通経費分でございます。2目「保険料等負担金」160億5,296万円は、市町

村で徴収した保険料 1 2 6 億 7, 0 8 1 万 8 千円のほか、所得の低い方及び被用者保険の被扶養者であった方の保険料の減額賦課に係る市町村からの負担金であります保険基盤安定負担金 3 3 億 8, 2 1 4 万 2 千円でございます。3 目「療養給付費負担金」1 4 1 億 8, 6 6 6 万 8 千円は、療養の給付に要する費用等の額の 1 2 分の 1 を、市町村の一般会計において負担するものでございます。続きまして、2 款「国庫支出金」でございます。

1 項 1 目「療養給付費負担金」4 2 5 億 6, 0 0 0 万 2 千円は、療養給付費等の 1 2 分の 3 を、国において負担するものでございます。2 目「高額医療費負担金」4 億 2, 6 7 2 万円は、被保険者が受けた療養に係る費用等の 8 0 万円を超える額のうち、保険料で賄うべき部分の 4 分の 1 を、国において負担するものでございます。2 項 1 目「調整交付金」1 5 2 億 3, 1 0 4 万 4 千円は、広域連合間における財政力の不均衡などを調整するため、療養給付費等の 1 2 分の 1 を、国が交付するものでございます。2 目「後期高齢者医療制度事業費補助金」1 億 5, 2 6 3 万 9 千円は、広域連合が実施する健康診査事業及び医療費適正化事業等に対する国庫補助金でございます。続きまして、3 款「県支出金」でございます。1 項 1 目「療養給付費負担金」1 4 1 億 8, 6 6 6 万 8 千円は、療養給付費等の 1 2 分の 1 を、県において負担するものでございます。7 6 ページ及び 7 7 ページを御覧ください。2 目「高額医療費負担金」4 億 2, 6 7 2 万円は、被保険者が受けた療養に係る費用等の 8 0 万円を超える額のうち、保険料で賄うべき部分の 4 分の 1 を、県において負担するものでございます。4 款「支払基金交付金」7 6 7 億 9, 7 5 2 万 9 千円は、社会保険診療報酬支払基金が各保険者から徴収する若年層からの支援金を、後期高齢者交付金として、広域連合に対し交付するものでございます。5 款「特別高額医療費共同事業交付金」5 6 7 万 4 千円は、1 件当たり 4 0 0 万円を超える著しく高額な医療費について、国保中央会が各広域連合からの拠出金により交付金を交付する共同事業からの交付金でございます。続きまして、7 款「繰入金」でございます。1 項 1 目「一般会計繰入金」1, 1 5 6 万 8 千円は一般会計で受け入れた保険料の不均一賦課に係る国及び県の負担金を繰り入れるものでございます。7 8 ページ及び 7 9 ページを御覧ください。2 項 1 目「後期高齢者医療給付費等準備基金繰入金」1 0 億 6, 4 5 1 万 1 千円は、年度間の財源の調整を図り、後期高齢者医療制度の健全かつ円滑な運営を図るため設置しております後期高齢者医療給付費等準備基金からの繰入金でございます。平成 2 2 年度及び 2 3 年度における保険料の上昇抑制を図った結果、平成 2 2 年度において不足する保険料相当分の財源として、基金から取り崩し補填するものでございます。2 項 2 目「後期高齢者医療制度臨時特例基金繰入金」1 2 億 6, 1 5 1 万 2 千円は所得の低い方及び被用者保険の被扶養者であった方に対する更なる保険料負担の軽減のための財源として、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金により造成した基金からの繰り入れを行うものでございます。1 0 款 2 項 2 目「第三者納付金」5, 0 0 0 万円は、交通事故など

第三者の行為によって生じた傷病等について被保険者が治療を受けた場合、広域連合が負担した医療費について、当該事故の加害者等の第三者から納付されるものでございます。歳入につきましては、以上でございます。

82ページ及び83ページを御覧ください。歳出につきまして、主なものを御説明申し上げます。まず、1款1項1目「一般管理費」でございますが、特別会計の運営に係る委託料、職員人件費負担金など一般管理的経費、6億9,700万1千円を計上してございます。内訳の主なものといたしましては、11節の印刷製本費1,596万2千円は制度周知用リーフレット等の作成に係る経費でございます。12節の通信運搬費6,129万4千円は被保険者に対する医療費のお知らせや、広域連合電算システムの回線使用料等に係る経費でございます。手数料2,440万3千円は、健康診査データの管理に係る経費等でございます。13節の委託料4億1,457万円は、被保険者証等の作成、レセプト点検並びに広域連合電算システムの運用保守及び改修等にかかる経費でございます。14節の電算システム賃借料4,429万8千円は広域連合電算システムに係るリース料等でございます。19節の市町村負担金1億2,300万円は、特別会計に係る市町村職員人件費負担金16名分でございます。次に2款「保険給付費」1,816億5,726万2千円は、被保険者の療養の給付に要する費用等、ページをめくっていただきまして、84ページのレセプトの審査及び診療報酬の支払いに係る手数料、並びに葬祭費でございます。3款「財政安定化基金拠出金」6,029万9千円は、保険料の未納や給付増等による広域連合財政への影響に対処する基金を国・県・広域連合が3分の1ずつ拠出して設置するもので、その広域連合負担分でございます。4款1項1目「特別高額医療費共同事業拠出金」1,125万2千円は、400万円を超える著しく高額な医療費について、国保中央会が各広域連合からの拠出金により交付金を交付する共同事業への拠出金でございます。続きまして、5款「保健事業費」でございます。1項1目「健康診査費」5億8,042万2千円は、市町村に委託して実施する健康診査事業に係る委託料でございます。ページをめくっていただきまして、86ページの2目「その他健康保持増進費」5,994万円は、重複・頻回受診者への訪問指導、市町村の実施する人間ドック事業の助成等に係る経費でございます。7款1項1目「利子」1,623万3千円につきましては、一時借入金の利子でございます。8款1項1目「保険料還付金」1,467万6千円につきましては、市町村において過年度に納付された保険料の還付が発生した場合に、還付金を支出するものでございます。88ページ及び89ページを御覧ください。9款「予備費」1,000万円につきましては、保険料対象経費について、予算外の支出を必要とした場合の予備費でございます。歳出につきましては、以上でございます。よろしく御審議のうえ、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（野村晴三君）

ただ今提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（野村晴三君）

ないようですので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（野村晴三君）

ないようですので、討論を終わります。

これより、採決を行います。

はじめに、議案第5号「平成22年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○ 議長（野村晴三君）

起立全員です。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号「平成22年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○ 議長（野村晴三君）

起立全員です。よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

◎規約変更協議の上程

○ 議長（野村晴三君）

次に、日程第13、議案第7号「群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。事務局長。

○ 事務局長（岩佐信一君）

ただいま上程されました議案第7号「群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について」提案理由の御説明を申し上げます。

お手元の議案書90ページを御覧いただきたいと思います。これは、議会の議員その他非常勤職員の公務上の災害に対する補償事務を共同処理するため、加入をしている群

馬縣市町村総合事務組合の規約変更に関する協議でございます。協議の内容について、御説明を申し上げます。91ページを御覧ください。群馬縣市町村総合事務組合の規約変更に関しましては、平成22年3月28日から群馬縣市町村総合事務組合の組織団体である六合村が廃され、その区域が同組合の組織団体である中之条町に編入されること、群馬縣市町村総合事務組合の組織団体であります下仁田南牧医療事務組合が、平成22年3月31日限りで別表第2の1の項の事務であります「常勤の職員に係る退職手当の支給事務」の共同処理を取りやめること、及び群馬縣市町村総合事務組合の組織団体であります館林邑楽農業共済事務組合が平成22年3月31日限りで解散することによりまして、それぞれ別表中から、六合村、下仁田南牧医療事務組合及び館林邑楽農業共済事務組合を削除するというものでございます。以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（野村晴三君）

ただ今提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（野村晴三君）

ないようですので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（野村晴三君）

ないようですので討論を終わります。

これより、議案第7号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○ 議長（野村晴三君）

起立全員です。よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

◎閉 会

○ 議長（野村晴三君）

これをもちまして、平成22年群馬県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会を閉会いたします。大変御苦勞様でございました。

午後2時34分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成22年2月16日

群馬県後期高齢者医療広域連合議会

議 長 野 村 晴 三

副 議 長 山 田 光 次

議 員 田 中 治 男

議 員 清 水 真 人

参 考 资 料

議案等審議結果一覧表

【会期 平成22年2月16日（火） 1日間】

事件番号	件 名	審議結果
同 意 第 1 号	副広域連合長の選任について	原案同意 真塩 卓
同 意 第 2 号	公平委員会の委員の選任について	原案同意 小川 了
議 案 第 1 号	群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例について	原案可決
議 案 第 2 号	群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議 案 第 3 号	平成21年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第3号）	原案可決
議 案 第 4 号	平成21年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）	原案可決
議 案 第 5 号	平成22年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計予算	原案可決
議 案 第 6 号	平成22年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算	原案可決
議 案 第 7 号	群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について	原案可決